

和歌山県教育委員会定例会会議録

- ・日 時 令和8年8月21日（金）13：30～
- ・場 所 教育委員会会議室
- ・出席者 今 西 教育長 山 本 教育総務局長
柳 川 委 員 藤 田 学校教育局長
山 中 委 員 岡 本 総務課長
上 田 委 員 坂 口 福利厚生室長
多 田 委 員 平 田 教育政策課長
木 村 委 員 谷 口 教職員課長
岩 井 人権教育推進課長
山 本 生涯学習課班長
関 本 文化遺産課長
村 田 県立学校教育課長
津 村 特別支援教育課長
中 井 義務教育課長
中 谷 健康体育課長
武 田 高校総体推進室長
岡 教育支援課長
西 蔭 教育センター学びの丘所長
本 岡 紀北教育事務所長
濱 上 紀南教育事務所長
宮 下 総務課班長
小 川 総務課主査
宮 本 総務課主事

1 開会

○教育長 ただ今から、教育委員会8月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第15号から議案第18号は和歌山県議会上程前の案件のため、議案第19号は教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあるため、議案第20号は任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関するこのため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第15号から議案第20号については、非公開とする。については、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後とする。

2 前回会議録の承認

令和8年7月24日（金）の定例会会議録について、承認した。

3 付議事項

議案第12号 令和9年度県立高等学校使用教科用図書の採択について

○教育長 「令和9年度県立高等学校使用教科用図書の採択」について、説明願いたい。

○県立学校教育課長 まず令和9年度県立高等学校使用教科用図書の採択に係る流れについて説明する。各高等学校において文部科学省検定済みの教科用図書について、各教科の教員を中心に学校長とともに調査を行った後、各学校において教科書選定委員会を開催し、各教科の推薦順位1位から3位までが県教育委員会県立学校教育課へ申請される。申請された教科用図書については、県立学校教育課の指導主事を中心にそれぞれの学校の教育課程に沿ったものかどうか、また、内容の難易度、配列、分量等が各学校の実情に合致しているか確認した。それをもとに、県立学校教育課にて8月4日に教科書選定審査会を開催し、各学校から申請された1位の教科用図書について、各指導主事から問題なしと報告を受け審査し、採択案とした。令和9年度教科用図書として、各学校の申請順位1位の教科用図書を採択したいと考えている。ご審議をお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第12号については、原案のとおり決定する。

議案第13号 令和9年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択について

○教育長 「令和9年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択」について、説明願いたい。

○特別支援教育課長 議案第12号で県立学校教育課長から報告があったように、特別支援学校についても各学校において調査研究が行われ、特別支援教育課へ報告を受ける流れとなっている。

本日の提案は、内容は大きく分けて3点ある。1点目は、特別支援学校小学部、中学部の義務教育段階で使用する小学校用、中学校用教科用図書目録掲載図書と特別支援学校用の教科用図書目録掲載図書の採択である。小学校、中学校で使用する文部科学省検定済み教科用図書は、法で4年ごとに採択することが定められている。県内では8つの採択地区において、小学校用は令和5年度、中学校用は令和6年度に採択替えが行われており、本年は採択替えを行う年度には当たっていない。現在、県立特別支援学校の小、中学部で使用する検定済み教科用図書は、地域の小、中学校との交流及び共同学習の推進の観点や、転入学時の学びの連続性を確保する観点から、特別支援学校が所在する各地域において採択された教科用図書と同一の教科用図書を使用している。なお、和歌山盲学校は、点字教科書の出版状況に応じた教科用図書を採択案としている。特別支援学校用教科用図書目録掲載図書は、全点、文部科学省著作本である。全種目1点の出版のため全てを採択案とする。なお、検定本の点字教科書は、どの出版社の検定教科用図書を点字教科書の原典とするか、文部科学省で原典教科書の選考が行われ、小学部用は国・社・算・理・外国語・道徳が、中学部用は、国・社・数・理・外国語・道徳がそれぞれ点字教科書として作成されている。特別支援学校小、中学部知的障害者用の著作教科用図書については、小学部で国、算、生活、音楽が、中学部で国、社、数、理、音、職業・家庭が作成されており一括して採択案とする。

2点目は、特別支援学校の高等部で使用する高等学校用の文部科学省検定済み教科用図書の採択についてである。この教科用図書を使用する対象となるの

は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校で準ずる教科用図書を使用し高等学校と同様の教育課程で学ぶ生徒である。本件は、議案第12号により、県立学校教育課長から説明があった検定済み教科用図書と同様に、各学校長から選考結果の報告があった教科用図書について、各学校の教育課程との整合性を踏まえ、審査を行った。選考結果の内容を確認し、適切であると考え採択案として提案する。

3点目は特別支援学校小、中、高等部で使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書と呼ばれる絵本等の図書についてである。本年度は、693種、延べ数で1167点の申請があった。教科用図書選定審査会では、これまでに県教育委員会が作成してきた教科用図書選定資料に掲載されていない図書、過去の審査会や定例教育委員会において審査していない図書、また、新たに申請があった図書のうち、発行時期が比較的新しい図書を中心に審査を行った。審査の結果いずれも児童生徒の発達段階に応じたものであり、表現内容等についても特別支援学校学習指導要領に示された内容を鑑み、適切であった。これらを受け、資料にある一般図書を採択案とした。以上3点のご審議をお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

○柳川委員 例えば同じ学校内でも、数学Ⅲの教科書があるコースでは、高度な理数系の大学でも対応できるが、別のコースでは数学Ⅰの教科書までしかないということがある。「特別支援学校へ行くと大学受験に支障があるのではないか」、「数学Ⅲの範囲まで必要な大学を受験したいとなったときに、その教科書が入っていなかったら」という実務的な質問を受けることが時々ある。この実務的な状況と教科書選定が、学校の種類によって異なる関係性を教えていただきたい。

○特別支援教育課長 それぞれの学校では、必修教科を含む74単位以上の修得が必要と決められている。盲学校やろう学校においては、いくつかのカリキュラムを設けて、これまでも高等学校に準ずる教科に取り組んできた背景がある。一方、肢体不自由者や病弱者を教育する特別支援学校においては、卒業に必要な最低限の単位数を修得できるカリキュラムを編成しており、それぞれに応じた教科用図書を選んでいる現状にある。

○教育長 他にご意見ご質問等ないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第13号については、原案のとおり決定する。

議案第14号 令和9年度県立中学校使用教科用図書の採択について

○教育長 「令和9年度県立中学校使用教科用図書の採択」について、説明願いたい。

○義務教育課長 併設型中学校5校の教科用図書については、令和6年度に採択替えを、県立夜間中学の教科用図書については、令和7年度に採択を行ったところである。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律およびその施行令に基づき、令和7年度から令和10年度まで同一の教科用図書を採択することになっているため、令和8年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択案とした。ご審議をお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第14号については、原案のとおり決定する。

4 諸報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

9月 8日(火) 9月議会開会
9月15日(火)～18日(金) 本会議
9月24日(木) 文教委員会 予備日25日(金)
9月28日(月) 本会議
9月29日(火) 9月議会閉会
9月30日(水) 教育委員会9月定例会
10月20日(火) 教育委員会10月定例会

＜非公開議案＞

5 付議事項

議案第15号

教育委員会所管 令和8年度9月補正予算の概要について

総務課長から「教育委員会所管 令和8年度9月補正予算の概要」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第16号

損害賠償請求事件に係る和解について

総務課長から「損害賠償請求事件に係る和解」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第17号

和歌山県立高等学校学習者用1人1台端末の売買に係る契約の締結について

教育政策課長から「和歌山県立高等学校学習者用1人1台端末の売買に係る契約の締結」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第18号

教育長の給与等に関する条例の一部改正について

教職員課長から「教育長の給与等に関する条例の一部改正」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第19号

令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項について

県立学校教育課長から「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第20号

令和8年度「きのくに教育賞」受賞者並びに「きのくに教育の匠」の称号を与えられる者について

義務教育課長から「令和8年度「きのくに教育賞」受賞者並びに「きのくに教育の匠」の称号を与えられる者」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので8月定例会を閉会
する。

(1 4 : 1 2 閉会)